証券コード　6564
平成30年６月６日

株　主　各　位

静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
株式会社ミダック
代表取締役社長　矢板橋　一志

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月20日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月21日（木曜日）午前10時
２．場　　所　静岡県浜松市中区板屋町111番地の１
アクトシティ浜松コングレスセンター５階 52会議室
なお、昨年と同じ建物ですが会場（階及び会場）が異なりますのでお間違えのないようお願い申しあげます。
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　１．第54期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第54期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議案　取締役（監査等委員であるものを除く）５名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、会場への入場開始は午前９時30分を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。
◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.midac.jp/）に掲載させていただきます。
◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内需要の持ち直しや輸出の回復に支えられ、引き続き良好な企業収益を維持し、設備投資も底堅く推移するなど、緩やかな景気回復が続きました。

廃棄物処理業界におきまして、当社の主要顧客である製造業から排出される廃棄物は、国内景気の回復を受け堅調に推移いたしました。また、建設業から排出される廃棄物は、関東方面における旺盛な建設需要に支えられ安定的に推移いたしました。一方で、競合他社との価格競争の激化など、引き続き予断を許さない状況が続きました。

このような状況において、当社は、引き続き自社処理施設の稼働率向上並びに利益確保に向け、営業部門と事業部門が連携し、受注強化に努めてまいりました。当社の連結子会社で最終処分場を有する㈱ミダックはまなにおきましては、当社と連携し廃棄物の受入強化を図るべく販路拡大並びに広域営業を展開した結果、売上高は大幅に増加しました。加えて、グループ内で排出される廃棄物に関しては、同社でこれを内製化するなど、廃棄物一貫処理体制のもと、利益向上に努めてまいりました。

また、将来を見据えた新規事業として、新たな最終処分場の設置計画を推進してまいりました。進捗状況としましては、浜松市の定める条例手続が平成29年9月22日に終了となり、廃棄物処理法による設置許可申請が同年9月27日に同市に受理されております。なお、最終処分場の設置は大規模案件でもあり、稼働までに一定期間を要することから、2022年４月（平成34年４月）以降の稼働を予定しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,244百万円（前年同期比10.7％増）、営業利益は883百万円（同49.5％増）、経常利益は839百万円（同42.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は492百万円（同71.5％増）となりました。

なお、当社は、平成29年12月22日に名古屋証券取引所市場第二部へ新規上場しました。今般の上場を機に、更なる業容の拡大を目指してまいります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

廃棄物処分事業におきましては、子会社の㈱ミダックはまなの受託量が増加したことに加え、㈱ミダックにおける水処理及び破砕の中間処理が好調に推移しました。この結果、廃棄物処分事業の売上高は3,383百万円（前年同期比15.2%増）、営業利益は1,109百万円（同52.4%増）となりました。

収集運搬事業におきましては、一般廃棄物の受託量が低調に推移しました。この結果、収集運搬事業の売上高は692百万円（前年同期比1.6%減）、営業利益は125百万円（同21.3%減）となりました。

仲介管理事業におきましては、スポット案件の受注が低調に推移しました。この結果、仲介管理事業の売上高は168百万円（前年同期比13.0%減）、営業利益は98百万円（同24.8%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第53期 (平成29年3月期) (前連結会計年度)		第54期 (平成30年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
廃棄物処分事業	2,936百万円	76.6%	3,383百万円	79.7%	447百万円	15.2%
収集運搬事業	703百万円	18.4%	692百万円	16.3%	△11百万円	△1.6%
仲介管理事業	193百万円	5.0%	168百万円	4.0%	△25百万円	△13.0%
合計	3,833百万円	100.0%	4,244百万円	100.0%	410百万円	10.7%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は310百万円で、その主なものは、設置計画中の最終処分場に係るもの等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、新株式発行により281百万円の調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 52 期 (平成28年３月期)	第 53 期 (平成29年３月期)	第 54 期 (平成30年３月期) (当連結会計年度)
売　　上　　高(百万円)	3,164	3,833	4,244
経　常　利　益(百万円)	326	590	839
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	46	287	492
１株当たり当期純利益　(円)	15.21	93.35	157.01
総　　資　　産(百万円)	7,947	7,781	8,098
純　　資　　産(百万円)	1,177	1,427	2,170

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
２．平成29年７月13日開催の取締役会決議により、平成29年７月31日付で普通株式１株に対し500株の株式分割を行っておりますが、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。
３．当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。第52期及び第53期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考として記載しております。
４．第54期は、新株式発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ143百万円増加しております。

(3) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ミダックはまな	10百万円	100.0%	廃棄物処分事業
株　式　会　社　三　晃	10百万円	100.0%	廃棄物処分事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ミダックはまな
特定完全子会社の住所	浜松市西区大山町3564番の2
当社及び特定完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,344百万円
当社の総資産額	7,272百万円

⑷ 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、企業業績の改善が続くなか、製造業から排出される廃棄物も安定的に推移したものの、受注に際しては、他業者との競争が熾烈さを増すなど依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては事業基盤の拡充ならびに競争力強化に向けた諸施策を推進してまいります。

① コンプライアンス体制の強化

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付けており、役職員全員の法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

② 新規廃棄物処理施設の拠点展開

事業地域を拡大し、成長を続けるためには需要が見込める有望地域への新規廃棄物処理施設の展開が不可欠となります。太平洋ベルト近辺に中間処理施設及び最終処分場の設置候補地を選定し、同時並行的に計画を推進することで、早期に設置許可を取得し、事業の更なる拡大を目指す方針であります。特に、廃棄物排出量が最も多い関東に隣接する地域への拠点展開に注力し、焼却施設並びに最終処分場の設置候補地を選定してまいります。なお、新規廃棄物処理施設の展開については、自社での対応だけに限らず、戦略的M＆Aなど柔軟かつスピーディに対応する方針であります。

当社は現在、浜松市北区に新規最終処分場の設置を計画しております。

本計画は、埋立容量300万㎥を超える東海地区でも大型の管理型最終処分場であり、浜松市の定める条例手続が平成29年９月22日に終了となりました。続いて同年９月27日には、廃棄物処理法による設置許可申請が同市に受理されました。

なお、最終処分場の設置は大規模案件でもあり稼働までには一定期間を要します。

稼働時期につきましては、2022年４月（平成34年４月）以降を予定しております。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社グループの主たる業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の非常に厳しい法的規制を受けております。

法令遵守及び専門的知識に基づいた適切なサービスの提供は今後の当社グループの業績向上や成長には欠くことの出来ない重要な要素であり、そのためには、優秀な人材の採用と教育が重要な課題と認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を実施し、当社

グループの経営方針、姿勢に共感を持った人材の採用と、従業員のモチベーション向上のための人事制度の構築及び働きやすい職場環境の推進と、さらなるワークライフバランスの向上が必要と考えております。人材育成においては、外部講習の受講、各種資格取得の奨励、社内勉強会の支援等、法令遵守及び専門知識の習得に重点をおいた取り組みを積極的に図ってまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成30年３月31日現在）

事業区分	事業内容
廃棄物処分事業	廃棄物の中間処理、最終処分
収集運搬事業	産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬
仲介管理事業	廃棄物処理案件の仲介管理

⑹ **主要な営業所及び工場**（平成30年３月31日現在）

① 当社

本社	静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
営業所	本社（浜松市東区）、富士宮（静岡県富士宮市）、名古屋（名古屋市中区） 東京（川崎市川崎区）
工場	本社事業所（浜松市東区）、呉松事業所（浜松市西区） 豊橋事業所（愛知県豊橋市）、富士宮事業所（静岡県富士宮市） 関事業所（岐阜県関市）

② 子会社

株式会社ミダックはまな	本社（浜松市西区） 遠州クリーンセンター（浜松市西区） 浜名湖クリーンセンター（浜松市西区）
株式会社三晃	本社（愛知県春日井市） 本社工場（愛知県春日井市） 小牧工場（愛知県小牧市）

⑺ **使用人の状況**（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
廃棄物処分事業	63 (9) 名	6名減 (3名増)
収集運搬事業	43 (11) 名	3名減 (2名減)
仲介管理事業	51 (3) 名	3名増 (1名増)
全社共通	23 (3) 名	1名減 (増減なし)
合計	180 (26) 名	7名減 (2名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165 (24) 名	5名減 (1名増)	42.5歳	9.7年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
浜松信用金庫	1,654百万円
株式会社静岡銀行	1,435百万円
株式会社商工組合中央金庫	157百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　12,300,000株
② 発行済株式の総数　3,322,300株
③ 株主数　849名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社フォンスアセットマネジメント	1,050,000株	31.60%
熊谷勝弘	586,000株	17.63%
ミダック従業員持株会	247,800株	7.45%
熊谷裕之	194,500株	5.85%
高橋由起子	190,000株	5.71%
矢板橋一志	182,500株	5.49%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	75,000株	2.25%
名古屋中小企業投資育成株式会社	75,000株	2.25%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	65,600株	1.97%
株式会社静岡銀行	65,000株	1.95%

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で三菱UFJ銀行に商号変更しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項（平成30年３月31日現在）

名称	第４回新株予約権
決議年月日	平成20年11月26日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の従業員５名（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	2,500株（注） 2
新株予約権の行使時の払込金額	720円
新株予約権の行使期間	平成22年11月27日～平成30年11月26日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役・監査役又は従業員の地位を失った場合は、原則として権利行使不能
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の譲渡承認を要する
代用払込に関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編成行為（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合は別途定める事項による
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項に関する事項は、別途定める事項による

（注） 1．付与対象者の区分及び人数は、当社従業員５名となっております。
2．株式の数は、平成29年７月31日付で普通株式1株に対し500株の株式分割を行ったことを反映しております。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢板橋　一志	
専務取締役	熊谷　裕之	株式会社ミダックはまな　代表取締役社長
取締役	武田　康保	株式会社三晃　取締役
取締役	加藤　恵子	管理部長 株式会社ミダックはまな　取締役
取締役	髙田　廣明	経営企画部長
取締役（常勤監査等委員）	井上　正弘	
取締役（監査等委員）	鈴木　典行	すずらん法律会計事務所　所長
取締役（監査等委員）	福地　誠司	福地公認会計士事務所　所長

（注）１．取締役鈴木典行氏及び取締役福地誠司氏は、社外取締役であります。

２．取締役（常勤監査等委員）井上正弘氏は、経理、財務、監査及び事業経営管理の各業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員であるものを除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査グループと監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、井上正弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

３．取締役（監査等委員）鈴木典行氏は、弁護士及び税理士として法律会計事務所を運営しており、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．取締役（監査等委員）福地誠司氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当社は、取締役（監査等委員）鈴木典行氏及び取締役（監査等委員）福地誠司氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）である鈴木典行、福地誠司の２氏は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	5名	69,214千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	8,100千円 (3,600千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	2,349千円 (990千円)
合計 （うち社外役員）	11名 (4名)	79,664千円 (4,590千円)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与14,400千円は含まれておりません。

2．当社は平成29年６月22日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

3．平成30年３月31日現在の人員数は、取締役（監査等委員を除く）５名、取締役（監査等委員）３名であります。

4．本件移行前の取締役の報酬限度額は、平成21年12月１日開催の株主総会の決議において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、本件移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成29年６月22日開催の第53期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

5．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年６月22日開催の第53期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

6．監査役の報酬限度額は、平成21年12月１日開催の株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）鈴木典行氏は、すずらん法律会計事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）福地誠司氏は、福地公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取　締　役 (監査等委員)	鈴　木　典　行	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回出席し、監査役会３回、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。弁護士及び税理士として法律会計事務所を運営しており、法律、財務及び会計に関する専門的な知識と経験から取締役会において発言及び助言を行っております。 また、監査役会及び監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	福　地　誠　司	当事業年度に開催された取締役会24回のすべてに出席し、監査役会３回、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的な知識と経験から取締役会において発言及び助言を行っております。 また、監査役会及び監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、新株発行及び株式売出しに係る監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記の内容で、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議いたしております。

⑴ 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

② 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月１回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、業務執行の状況を取締役会に報告しております。

③ 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関しては、必要に応じて内部監査グループと連携を図る体制となっております。

④ 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管理を行っております。

⑤ 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内に設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。

⑥ 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査グループは定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に対し、その結果を報告しております。また、内部監査グループは、監査結果により判明した問題点と改善状況についてもフォローアップ監査を実施しております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等）を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。

② 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。

③ 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月１回開催し、当社の全取締役、当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。

② 取締役会規程に従い、毎月１回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。

③ 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

⑸ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。

② 当社の全取締役、当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月１回開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グループ運営の適正を確保する体制を整えております。

③ グループ会社におきましても、当社の内部監査グループによる定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。

④ 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。

⑹ **監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

① 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置しておりませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。

② 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。

⑺ **取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

① 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い取締役会及びその他重要な会議に出席し取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。

② 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。

③ 当社を含むグループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して必要に応じて説明を求めることができる体制となっております。

④ 上記報告がヘルプラインその他手続きで本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けることがないよう保証しております。

⑻ **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。

⑼ **その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査グループは、監査の実施において互いに連携する体制となっております。

② 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じ会合をもち意見交換を行う体制となっております。

⑽ **反社会的勢力を排除するための体制**

① 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

② 当社グループは、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図り、反社会的勢力を排除する体制となっております。

③ 当社グループは、反社会的勢力調査マニュアルを定め、これを運用することで反社会勢力と係わりのある企業、団体、個人との取引防止に努めております。

4．内部統制システムの運用状況の概要

当社では、前記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期に実施しました内部統制の主な取り組みは以下のとおりであります。

⑴ 内部統制システム全般

① 取締役会及びグループ経営会議を毎月１回開催し、重要事項の討議・決定及び経営方針に関して法令及び定款の遵守並びに業務の適正性等について審議いたしました。

② 内部監査グループによる内部監査をグループ各社並びに各部門に実施し、代表取締役社長、監査等委員である取締役へ報告しております。

⑵ コンプライアンス

① 毎朝、役職員全員で「行動基準」を唱和することや社内掲示で確認する環境を整備することで、一人ひとりがルールを遵守し健全な事業活動が行えるように努めました。

② リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を３ヶ月に１度開催し、法令遵守体制の強化に努めました。

③ 環境マネジメントシステムを運用し、事業に関するコンプライアンスについて教育を行いました。

⑶ リスク管理

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を３ヶ月に１度開催し、他社の事故や事件を事例としグループ幹部がその情報を共有するとともに、当社に置き換え同様のリスクが内包していないか等のチェックを部門に展開したほか、検査機能として安全管理室は、グループ各社に対して横断的に検査を実施することでリスクの低減に努めました。

⑷ 子会社管理

子会社の事業に関しましては、当社より責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限を与えるとともに、子会社の管理方針・管理組織については、「関係会社管理規程」に基づき、管理部ないしは経営企画部がこれを横断的に推進し管理しております。また、当社の内部監査グループと監査等委員である取締役は連携し、またそれぞれの立場で各社の監査を実施し内部監査グループは、監査結果を当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役へ報告しております。

⑸ 監査等委員会の職務執行

当事業年度におきましては、監査等委員会設置会社移行前の監査役会を3回、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会を10回実施したほか、監査等委員である取締役全員がグループ経営会議に出席し重要な事項等に関して確認及び意見を述べております。また、常勤監査等委員である取締役は、業務調整会議、営業部会議、事業部会議等へ出席し業務執行状況を確認するとともに、稟議書等の重要書類を定期的に閲覧し、内部統制の運用状況について確認を行いました。また、監査の実効性を確保するため代表取締役社長及び取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査グループと連携を図っております。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社では、企業価値の向上によって株主利益を増大させることを最重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的実施を基本としております。

当年度は、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、1株当たり年間配当金を12円とさせていただきます。

内部留保金につきましては、経営基盤の強化及び今後のさらなる業容拡大を図るための投資に充当する等、有効に活用してまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,829,904**	**流動負債**	**2,337,505**
現金及び預金	1,903,901	買掛金	58,712
受取手形及び売掛金	532,924	短期借入金	730,000
たな卸資産	53,044	１年内償還予定の社債	75,000
繰延税金資産	53,861	１年内返済予定の長期借入金	680,432
その他	288,113	未払法人税等	229,518
貸倒引当金	△1,941	賞与引当金	52,614
固定資産	**5,268,143**	その他	511,228
有形固定資産	**2,690,068**	**固定負債**	**3,589,665**
建物及び構築物	467,695	社債	170,000
機械装置及び運搬具	436,098	長期借入金	2,726,465
最終処分場	733,498	繰延税金負債	94,112
土地	787,386	最終処分場維持管理引当金	493,282
建設仮勘定	231,963	資産除去債務	101,907
その他	33,425	その他	3,898
無形固定資産	**2,291,881**	**負債合計**	**5,927,171**
のれん	1,899,083	**(純資産の部)**	
施設設置権	320,800	**株主資本**	**2,170,876**
その他	71,998	**資本金**	**417,296**
投資その他の資産	**286,193**	**資本剰余金**	**655,103**
長期貸付金	6,257	**利益剰余金**	**1,098,476**
繰延税金資産	111,117	**純資産合計**	**2,170,876**
その他	175,076		
貸倒引当金	△6,257		
資産合計	**8,098,047**	**負債純資産合計**	**8,098,047**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,244,136**
売上原価		**2,104,979**
売上総利益		**2,139,156**
販売費及び一般管理費		**1,256,053**
営業利益		**883,102**
営業外収益		
受取利息	360	
固定資産売却益	14,395	
物品売却益	3,181	
受取補償金	2,500	
その他	3,887	**24,325**
営業外費用		
支払利息	44,576	
固定資産売却損	14,684	
その他	8,469	**67,730**
経常利益		**839,696**
税金等調整前当期純利益		**839,696**
法人税、住民税及び事業税	414,947	
法人税等調整額	△67,823	**347,124**
当期純利益		**492,572**
親会社株主に帰属する当期純利益		**492,572**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	273,640	511,447	642,821	1,427,909	1,427,909
当連結会計年度変動額					
新株の発行	143,656	143,656		287,312	287,312
剰余金の配当			△36,918	△36,918	△36,918
親会社株主に帰属する当期純利益			492,572	492,572	492,572
当連結会計年度変動額合計	143,656	143,656	455,654	742,967	742,967
当連結会計年度末残高	417,296	655,103	1,098,476	2,170,876	2,170,876

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数　2社

連結子会社の名称

㈱ミダックはまな

㈱三晃

2．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産

定率法（ただし、最終処分場、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～38年
機械装置及び運搬具	5～17年
最終処分場	10年

ロ　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、施設設置権については、10年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ　最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間及び11年間の定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ　最終処分場の会計処理

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ロ　施設設置権の会計処理

施設設置権勘定については、新規に同等の最終処分場を取得した場合の土地の選定、住民交渉、許認可取得及び建設等に係る時間価値を算定し、平成28年３月31日の企業結合により取得した最終処分場の経済的便益との差額を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ハ　営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

ニ　株式交付費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

ホ　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．たな卸資産の内訳及びその金額

商品	1,570千円
仕掛品	6,077千円
原材料及び貯蔵品	45,396千円
計	53,044千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　4,835,677千円

3．有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額

建物及び構築物	9,722千円
機械装置及び運搬具	5,659千円
計	15,381千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,322,300株

2．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月22日定時株主総会	普通株式	36,918	6,000	平成29年3月31日	平成29年6月23日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年5月25日取締役会	普通株式	利益剰余金	39,867	12	平成30年3月31日	平成30年6月22日

3．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株数

普通株式　2,500株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

社債及び借入金のうち、短期借入金は、主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、１年内償還予定の社債、１年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金は、主に子会社株式の取得、長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（1）現金及び預金	1,903,901千円	1,903,901千円	－千円
（2）受取手形及び売掛金	532,924千円	532,924千円	－千円
（3）買掛金	58,712千円	58,712千円	－千円
（4）短期借入金	730,000千円	730,000千円	－千円
（5）１年内償還予定の社債	75,000千円	75,043千円	43千円
（6）１年内返済予定の長期借入金	680,432千円	680,886千円	454千円
（7）未払法人税等	229,518千円	229,518千円	－千円
（8）社債	170,000千円	170,310千円	310千円
（9）長期借入金	2,726,465千円	2,728,051千円	1,586千円

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）買掛金、（4）短期借入金、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）１年内償還予定の社債、（6）１年内返済予定の長期借入金、（8）社債、（9）長期借入金

これらの時価は元利金の合計額を当該社債及び借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	653円43銭
２．１株当たり当期純利益	157円01銭

（注）当社は、平成29年７月31日付で普通株式１株につき500株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,698,084**	**流動負債**	**2,180,244**
現金及び預金	836,480	買掛金	75,412
受取手形	38,582	短期借入金	730,000
売掛金	328,427	１年内償還予定の社債	75,000
たな卸資産	49,977	１年内返済予定の長期借入金	680,432
前払費用	22,728	未払金	434,679
繰延税金資産	20,209	未払費用	100,490
未収還付法人税等	462	預り金	17,444
その他	403,158	賞与引当金	47,598
貸倒引当金	△1,941	その他	19,187
固定資産	**5,574,744**	**固定負債**	**3,106,177**
有形固定資産	**1,840,468**	社債	170,000
建物	396,994	長期借入金	2,726,465
構築物	66,664	最終処分場維持管理引当金	107,791
機械及び装置	359,673	資産除去債務	101,907
車両運搬具	74,002	その他	13
工具、器具及び備品	33,147	**負債合計**	**5,286,422**
土地	680,787	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	229,199	**株主資本**	**1,986,407**
無形固定資産	**168,389**	**資本金**	**417,296**
のれん	104,323	**資本剰余金**	**655,103**
ソフトウエア	63,357	資本準備金	440,076
その他	708	その他資本剰余金	215,027
投資その他の資産	**3,565,886**	**利益剰余金**	**914,006**
関係会社株式	2,644,513	利益準備金	2,500
出資金	1,000	**その他利益剰余金**	**911,506**
長期貸付金	6,257	別途積立金	100,000
関係会社長期貸付金	750,000	繰越利益剰余金	811,506
長期前払費用	5,696	**純資産合計**	**1,986,407**
繰延税金資産	81,063		
その他	83,613		
貸倒引当金	△6,257		
資産合計	**7,272,829**	**負債純資産合計**	**7,272,829**

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,163,691**
売上原価		**1,988,520**
売上総利益		**1,175,171**
販売費及び一般管理費		**944,152**
営業利益		**231,018**
営業外収益		
受取利息	8,262	
受取配当金	200,031	
経営指導料	25,920	
その他	8,642	**242,856**
営業外費用		
支払利息	43,665	
社債利息	910	
固定資産売却損	14,684	
その他	8,014	**67,275**
経常利益		**406,598**
税引前当期純利益		**406,598**
法人税、住民税及び事業税	85,029	
法人税等調整額	△53,434	**31,595**
当期純利益		**375,003**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	273,640	296,420	215,027	511,447	2,500	100,000	473,421	575,921	1,361,008	1,361,008
当期変動額										
新株の発行	143,656	143,656		143,656					287,312	287,312
剰余金の配当							△36,918	△36,918	△36,918	△36,918
当期純利益							375,003	375,003	375,003	375,003
当期変動額合計	143,656	143,656	－	143,656	－	－	338,085	338,085	625,398	625,398
当期末残高	417,296	440,076	215,027	655,103	2,500	100,000	811,506	914,006	1,986,407	1,986,407

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～38年
機械及び装置	5～17年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、11年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

（3）最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当事業年度負担額を計上しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

（2）株式交付費の会計処理

支出時に全額費用として処理しております。

（3）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

1．たな卸資産の内訳及びその金額

商品	1,208千円
仕掛品	6,077千円
原材料及び貯蔵品	42,691千円
計	49,977千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　3,520,723千円

3．有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額

構築物	9,722千円
機械及び装置	2,259千円
車両運搬具	3,400千円
計	15,381千円

4．関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	22,215千円
短期金銭債務	164,050千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引の取引高

売上高	109,650千円
売上原価	162,330千円
販売費及び一般管理費	2,825千円
営業取引以外の取引高	234,853千円

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失、最終処分場維持管理引当金、土地時価評価差額等であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ミダックはまな	所有直接　100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の回収（注）	100,000	関係会社長期貸付金	750,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しており、返済条件は期間10年、３か月毎の返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　597円90銭

２．１株当たり当期純利益　119円54銭

（注）当社は、平成29年７月31日付で普通株式１株につき500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社ミダック

取締役会　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　谷　津　良　明　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　部　彰　彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミダックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社ミダック

取締役会　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　谷　津　良　明　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂　部　彰　彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミダックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び、使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、会社の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また子会社については、上記に加えて子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴くほか子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受けました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討致しました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月25日

株式会社ミダック　監査等委員会

常勤監査等委員　井　上　正　弘　㊞

監査等委員　鈴　木　典　行　㊞

監査等委員　福　地　誠　司　㊞

（注）１．当社は、平成29年６月22日開催の第53期定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行致しました。平成29年4月1日から平成29年6月21日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

２．監査等委員　鈴木典行、監査等委員　福地誠司は、会社法第２条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案　取締役（監査等委員であるものを除く）５名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下本議案において同じ）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	矢板橋（やいたばし）　一志（かずし） （昭和39年４月17日）	昭和63年10月　小島清掃株式会社入社 （現株式会社ミダック入社） 平成16年７月　同社代表取締役社長就任 平成17年４月　株式会社ミダックホールディングス代表取締役社長就任 平成22年４月　当社代表取締役社長就任（現任）	182,500株
（取締役候補者とした理由） 代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、営業、管理部門において豊富な経験と知識を有し、業務全般を熟知しております。また、豊富な経験に基づくリーダーシップにより、重要事項の決定および各取締役の職務執行の状況に関する監督などにおいて適切にその役割を果たしており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	熊谷（くまがい）　裕之（ひろゆき） （昭和35年１月16日）	昭和55年３月　小島清掃株式会社入社 （現株式会社ミダック入社） 昭和59年９月　同社取締役就任 平成16年７月　株式会社ミダックホールディングス専務取締役就任 平成22年４月　当社専務取締役就任（現任） 平成27年12月　株式会社ミダックはまな代表取締役社長就任（現任）	194,500株
（取締役候補者とした理由） 長年にわたる廃棄物処理業（廃棄物処分、中間処分、収集運搬）全般の経験を有し、現在取締役として事業部、収集運搬部および開発事業部を管掌、且つ、当社特定子会社のミダックはまなの代表取締役を兼務し、当社の業績向上に大きく貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	武田 康保（たけだ やすほ） （昭和42年７月29日）	平成16年５月　株式会社ミダック入社 平成18年４月　株式会社ミダックホールディングス取締役就任 平成22年４月　当社取締役就任（現任） 平成27年３月　株式会社三晃取締役就任（現任）	45,500株
（取締役候補者とした理由） 長年にわたる営業、管理部門の経験を有し、現在取締役として営業部を管掌し、当社の業績向上に大きく貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	加藤 恵子（かとう けいこ） （昭和45年６月１日）	平成13年１月　税理士登録 平成18年８月　株式会社ミダックホールディングス取締役就任 平成22年４月　当社取締役就任（現任） 平成28年６月　株式会社ミダックはまな取締役就任（現任）	45,000株
（取締役候補者とした理由） 税理士の資格および税理士法人での業務の経験を有し、現在取締役として管理部長をしております。会社の経理・財務および総務部門全般の業務などを適切、公平に遂行することができる知識と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	髙田 廣明（たかだ ひろあき） （昭和43年４月９日）	平成18年12月　株式会社ミダックホールディングス入社 平成19年６月　同社取締役就任 平成22年４月　当社取締役就任（現任）	42,500株
（取締役候補者とした理由） 長年にわたる経営企画の経験を有し、現在取締役として経営企画部長をしております。当社が上場するに当たり、主体となって取り組んできた実績があり会社組織全体を把握していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

（注）１．現在当社の取締役である各候補者の当社における地位、担当及び重要な兼職な状況は、本第54期定時株主総会招集ご通知に掲載の事業報告（11頁）に記載のとおりであります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場：アクトシティ浜松　コングレスセンター52会議室

静岡県浜松市中区板屋町111番地の１　☎053－451－1111



交通のご案内

●ＪＲ浜松駅より徒歩５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080